

2025 年 1 月 27 日

「神戸市ころといのちの電話相談」事業

相談員募集について

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

ここ数年減少傾向にあった全国の自殺者数が令和 2 年は増加し、神戸市においても同様の傾向がみられます。新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動や社会生活への影響は大きく、感染症への不安や周囲からの偏見、失職や収入減少、DV や虐待、依存症の増加などといった自殺リスクの高まりの中、自殺対策の重要性が増しています。

このような状況の中、「神戸市ころといのちの電話相談」を令和 4 年度より、兵庫県社会福祉士会が運営受託しております。

電話回線は 4 本で、平日 10:30~18:30 の電話受付時間に交代で相談員を配置することとなり、相談員には出務報酬と実費交通費が支払われます。

この相談事業にご興味のある方は、別添の「相談員登録申請書」をお送りください。

電話相談の実施体制等については以下をご確認ください。

相談員の要件：

- ①公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・看護師・臨床心理士のいずれかの資格を有し、かつ同様の相談業務に 1 年以上従事した経験を有すること。
- ②E メールでの情報共有ができること（E メールアドレスを持ちメールの添付ファイルでデジタル情報を確認し返信できること）。
- ③キントーンで記録等を作成することができること。
- ④運営管理者（兵庫県社会福祉士会事務局）と連携し、相談員同士の情報共有に努め、気持ちの良い職場環境の維持に協力できること。
- ⑤専門職倫理としての秘密保持を守れること。

業務内容：

- ①相談者からのすべての電話を受け付け傾聴し、相談内容に応じた適切な情報提供を行い、相談内容から緊急性が高いと判断された場合には、直ちに消防や警察へ通報する等の必要な措置を講じること。
- ②相談内容から速やかに神戸市に引き継ぐべき内容と判断される場合は、当日もしくは神戸市の翌開庁日に報告すること。
- ③相談の記録を保管し、神戸市がその閲覧または報告を求めた場合は随時提出すること。
- ④相談員の資質向上のための研修に参加すること。
- ⑤その他、相談対応マニュアルを遵守すること。
- ⑥その他、本業務にかかる事務
- ⑦職場内の環境整備

出務形態：平日 10:30~18:30 の電話 4 回線を、登録した相談員でシフトを組みます。

週 1 日勤務も OK です。

- ①早出：10:15~14:15（記録作成時間を含む 4.0 時間）
- ②遅出：14:00~18:45（記録作成時間を含む 4.75 時間）
- ③終日：10:30~18:30（記録作成時間を含む 7.0 時間、昼食休憩 1 時間）
- ④登録相談員の出務希望を集約しシフト調整しますので、出務形態を固定する必要はあ

りません。

月間出務例：1 か月合計出務時間 41H（予定時間給＝@1750 円）報酬 71,750 円/月

第1週＝月曜日 遅出（4.75H） 木曜日＝早出（4.0H）

第2週＝月曜日 遅出（4.75H） 木曜日＝終日（7.0H）

第3週＝月曜日 遅出（4.75H） 木曜日＝早出（4.0H）

第4週＝月曜日 遅出（4.75H） 木曜日＝終日（7.0H）

相談員登録申請書送り先・問い合わせ先：兵庫県社会福祉士会事務局（中山）

MA I L：nakayama@hacsw.or.jp 電話：078-265-1330（平日9時～17時）